

### 第3章 高病原性鳥インフルエンザ対策本部

#### 1 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部の対応状況

##### (1) 対策本部設置

平成22年12月21日、出水市における死亡ナベヅルの高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の感染確認を受け、「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置した。

##### (2) 対策本部の会議開催等状況

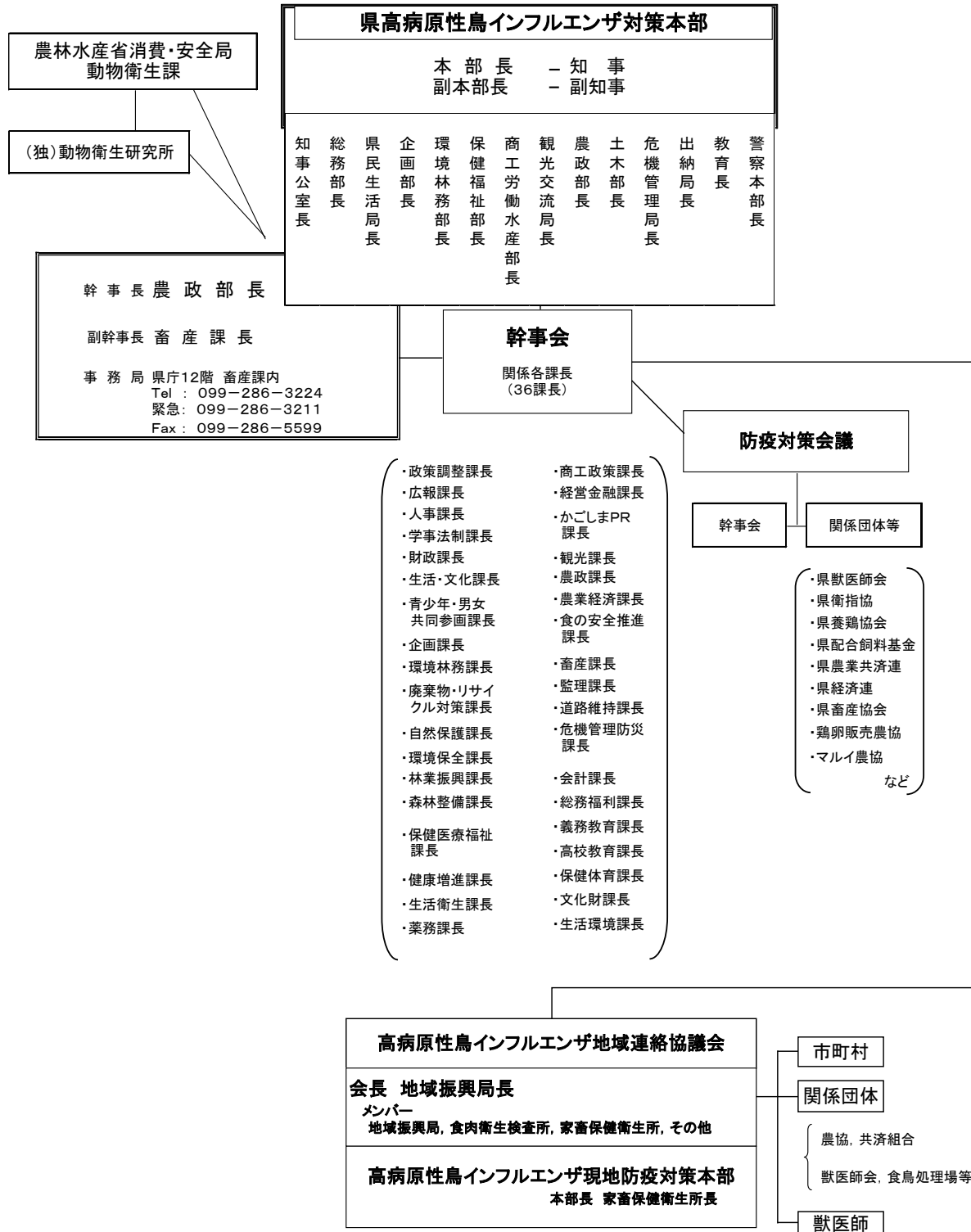
年月日	会議名	備考
H22. 12. 21	鹿児島県対策本部会議	ツルHPAI発生
H22. 12. 22	鹿児島県緊急防疫対策会議	
H23. 1. 22	鹿児島県緊急防疫対策会議	宮崎県HPAI発生
H23. 1. 25	鹿児島県対策本部会議	出水市AI簡易検査陽性
H23. 5. 18	鹿児島県対策本部解散	監視期間終了

##### (3) プレスリリース

月日時	題名
1月25日	(第1報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について
1月26日 3:00	(第2報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に関する遺伝子検査結果について
1月26日 12:00	(第3報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に関する防疫措置の進捗について (防疫作業, 移動制限告示)
1月26日 17:00	(第4報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に関する防疫措置の進捗について (防疫作業, 消毒命令告示)
1月27日 11:00	(第5報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に関する防疫措置の進捗について (防疫作業, 命令消毒)
1月27日 17:30	(第6報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に関する防疫措置の進捗について (防疫作業, 県疫学チーム設置)
1月28日 11:00	(第7報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に関する防疫措置の進捗について (防疫作業, 命令消毒)
1月28日 17:30	(第8報) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に関する防疫措置の進捗について (防疫作業, 命令消毒)
1月28日 20:45	(第9報) 高病原性鳥インフルエンザのウイルス分析結果について (H5亜型, 強毒タイプ)
1月29日 18:15	(第10報) 高病原性鳥インフルエンザウイルスのN亜型の確定について (H5N1亜型)

月日時	題 名
1月30日 20:00	(第11報) 高病原性鳥インフルエンザの発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査(採卵鶏農場分)の結果等について
1月31日 21:20	(第12報) 高病原性鳥インフルエンザの発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査(肉用鶏等)の結果及び移動制限区域の縮小について
2月 1日 17:30	(第13報) 消毒ポイントの再配備について
2月 2日 17:30	(第14報) 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームの第1回検討会の開催について
2月 3日 13:00	(第15報) 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う補正予算(専決処分)について
2月 4日 18:00	(第16報) 移動・搬出制限区域内における家きん飼養農場の清浄性確認について
2月 7日 18:30	(第17報) 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームの第2回検討会の開催について
2月12日 16:00	(第18報) 移動・搬出制限区域内における家きん飼養農場の清浄性確認検査等について

# 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部組織



(4) その他

高病原性鳥インフルエンザに係る鹿児島県の防疫対策の経緯

国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
<p>■平成22年 9月28日 22消安第5610号 消費・安全局長通知 「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の強化について」</p>	<p>■平成22年10月 4日 【<b>県防疫対策会議</b>】の開催 ■平成22年10月 6日 畜第 691号 「高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策の徹底について」関係者へ文書発出 ■平成22年10月 6日～11月15日 100羽以上家きん飼養施設飼養衛生管理確認及び指導（<b>家畜防疫員全戸立入</b>）</p>
<p>■平成22年10月18日 22消安第6155号 動物衛生課長通知 「韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について」</p>	<p>■平成22年10月19日 畜第 704号 「韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生について」関係者へ文書発出 ■平成22年10月26日 【<b>県緊急防疫対策会議</b>】開催</p>
<p>■平成22年10月26日 22消安第6341号 動物衛生課長通知 「野生のカモの糞から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について」</p>	<p>■平成22年10月29日 畜第 724号 「高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策の徹底について」関係者へ文書発出</p>
<p>■平成22年10月26日 動物衛生課国内防疫調整官事務連絡 「韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について」</p>	<p>■平成22年10月29日 畜第 757号 「韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について」関係者へ文書発出</p>
<p>■平成22年11月22日 22消安第6993号 動物衛生課長通知 「平成22年度高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習の実施について」</p>	<p>■平成22年11月29日 【<b>平成22年度高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習</b>】の実施</p>

国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
<p>■平成22年11月30日 22消安第7131号 消費・安全局長通知 「島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」</p> <p>■平成22年12月 1日 22消安第7201号 動物衛生課長通知 「島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化（立入検査による調査等の侵入防止対策の確認・指導）について」</p> <p>■平成22年12月 6日 22消安第7279号 動物衛生課長通知 「韓国における口蹄疫発生に係る情報等の周知状況及び家きん飼養農場への飼養衛生管理基準の指導について」</p>	<p>■平成22年11月30日 <b>【県防疫対策会議】</b>開催</p> <p>■平成22年12月 1日 畜第 821号 「島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成22年12月 6日～12月28日 100羽以上家きん飼養施設飼養衛生管理確認及び指導（<b>家畜防疫員全戸立入</b>）</p>
<p>■平成22年12月17日 動物衛生課国内防疫調整官事務連絡 「富山県の家きん以外の鳥類における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例に伴う国内防疫の再徹底について」</p> <p>■平成22年12月17日 22消安第7573号 動物衛生課長通知 「動物園や鳥類を飼養している施設への指導について」</p> <p>■平成22年12月17日 22消安第7575号 消費・安全局長通知 「韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について」</p> <p>■平成22年12月20日 22消安第7587号 動物衛生課長通知 「富山県におけるコブハクチョウ及び鳥取県におけるコハクチョウからH5N1亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について」</p>	<p>■平成22年12月24日 畜第 888号 「動物園や鳥類を飼養している施設への指導について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成22年12月24日 畜第 895号 「富山県におけるコブハクチョウ及び鳥取県におけるコハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う防疫体制の再徹底について」関係者へ文書発出</p>

国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
<p>■平成22年12月21日 出水市で死亡ナベヅルの高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)感染確認</p> <p>■平成22年12月24日 動物衛生課国内防疫調整官事務連絡 「鹿児島県出水市でのナベヅルの高病原性鳥インフルエンザ感染確認に伴う防疫対応の徹底について」</p>	<p>■平成22年12月21日 【県対策本部会議】開催 【野鳥における鳥インフルエンザ関係庁内連絡会】 防疫指針に基づく、<u>半径10kmの監視区域の設定、区域内161農場の電話聞き取り</u></p> <p>■平成22年12月20～22日 <u>監視区域内161農場の立入(家畜防疫員)</u></p> <p>■平成22年12月22日 【県緊急防疫対策会議】開催 ■平成22年12月22日 【県緊急防疫対策会議】開催</p> <p>■平成22年12月24日 畜第 889号 「ナベヅルでの高病原性鳥インフルエンザの感染確認に伴う防疫対応の徹底について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成22年12月27日 「小規模家きん等飼養施設における飼養状況の把握について」家畜保健衛生所へ文書発出</p> <p>■平成22年12月27日 畜第 891号 「年末年始における口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の侵入防止の徹底について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成22年12月27日 畜第 896号 「高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した殺処分家畜の埋却用地の確保について」関係者へ文書発出</p>

国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
	<p>■平成22年12月27～29日 <b>監視区域内161農場へ消石灰配布</b></p> <p>■平成22年12月28日 畜第 919号 「出水市の高病原性鳥インフルエンザの確認事例について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成22年12月29日～平成23年3月4日 <b>出水市へ家畜防疫員2名を派遣</b></p> <p>■平成22年12月27日 「小規模家きん等飼養施設における飼養状況の把握について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成22年12月27日 畜第 896号 「高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した殺処分家畜の埋却用地の確保について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成22年12月27日 畜第 891号 「年末年始における口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の侵入防止の徹底について」関係者へ文書発出</p>
<p>■平成23年 1月19日 22消安第8186号 動物衛生課長通知 「福島県郡山市におけるキンクロハジロから高病原性鳥インフルエンザH5N1亜型(強毒タイプ)が分離された事例及び韓国における高病原性鳥インフルエンザの続発に伴う監視体制の強化について」</p> <p>■平成23年 1月22日 22消安第8272号 消費・安全局長通知 「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」</p>	<p>■平成23年1月22日 <b>【県緊急防疫対策会議】開催</b></p>

国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
<p>■平成23年 1月24日 22消安第8292号 動物衛生課長通知 「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた飼養衛生管理の指導・徹底について」</p>	
<p>■平成23年 1月26日 <b>出水市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型強毒タイプ)発生</b></p> <p>■平成23年 1月27日 22消安第8409号 動物衛生課長通知 「鹿児島県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」</p> <p>■平成23年 1月28日 22消安第8477号 消費・安全局長通知 「宮崎県，鹿児島県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザの患畜等の確認に伴う飼養衛生管理の指導・徹底について」</p>	<p>■平成23年1月25日 <b>【県対策本部会議】開催</b></p> <p>■平成23年1月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場の防疫措置</li> <li>・移動制限区域内の発生状況確認検査立入（～1/27：132農場，34班編制）</li> <li>・移動制限区域の告示</li> <li>・県消毒ポイント設置</li> <li>・県内農場緊急聞き取り調査実施</li> <li>・家伝法第9条家きん飼養農場（100羽以上）全戸消毒命令告示（期日：1/29～2/28まで）</li> </ul> <p>■平成23年1月27日 <b>【県疫学調査チーム】設置</b></p> <p>■平成23年1月28日 <u>畜第1033号</u> 「高病原性鳥インフルエンザの患畜等の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成23年1月28日 <u>事務連絡</u> 「本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」関係者へ文書発出</p> <p>■平成23年1月29日～2月28日 100羽以上家きん飼養施設飼養衛生管理確認及び指導（家畜防疫員全戸立入）</p>



国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
<p>■平成23年1月30日 22消安第8481号 「鹿児島県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（回答）」（GPセンター再開，家きん卵の移動に係る移動制限の例外協議）</p> <p>■平成23年1月31日 22消安第8508号 「鹿児島県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（回答）」（搬出制限区域内から搬出制限区域外の食鳥処理場への直接搬入する家きんの移動）</p> <p>■平成23年1月31日 22消安第8498号 「鹿児島県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（回答）」（制限物品を運搬する車両の制限区域内の通過）</p> <p>■平成23年1月31日 22消安第8507号 「高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の縮小等について（回答）」</p> <p>■平成23年2月3日 22消安第8568号 「鹿児島県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（回答）」（搬出制限区域内のふ卵場で生産されたひなの移動）</p> <p>■平成23年2月4日 22消安第8571号 「鹿児島県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（回答）」（制限物品を運搬する車両の制限区域内の通過）</p>	<p>■平成23年1月30日 畜第1018号 「県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（照会）」（GPセンター再開，家きん卵の移動に係る移動制限の例外協議）国との協議</p> <p>■平成23年1月31日 畜第1025号 「県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（照会）」（搬出制限区域内から搬出制限区域外の食鳥処理場への直接搬入する家きんの移動）国との協議</p> <p>■平成23年1月31日 畜第1026号 「県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（照会）」（制限物品を運搬する車両の制限区域内の通過）国との協議</p> <p>■平成23年1月31日 畜第1024号 「高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の縮小及び搬出制限区域の設定について（照会）」国との協議</p> <p>■平成23年2月1日 ・移動制限区域等の変更告示 ・消毒ポイントの再配備</p> <p>■平成23年2月3日 畜第1043号 「県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（照会）」（搬出制限区域内のふ卵場で生産されたひなの移動）国との協議</p> <p>■平成23年2月3日 畜第1045号 「県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応について（照会）」（制限物品を運搬する車両の制限区域内の通過）国との協議</p>

国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
<p>■平成23年2月12日 22消安第8765号 「高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の縮小等について（回答）」</p> <p>■平成23年2月16日 22消安第8994号 「高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除について（鹿児島県）（回答）」</p>	<p>■平成23年2月3日 【補正予算専決処分】</p> <p>■平成23年2月7日 ・制限区域内の清浄性確認検査立入（～2/8：132農場，35班編制）</p> <p>■平成23年2月8日 ・家伝法第9条家きん飼養農場（100羽以上）全戸ねずみ駆除命令告示（期日：2/12～2/28まで）</p> <p>■平成23年2月12日 畜第1065号 「高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の縮小について（照会）」国との協議</p> <p>■平成23年2月13日 ・移動制限（搬出制限に限る）の解除告示</p> <p>■平成23年2月16日 畜第1083号 「高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について（照会）」国との協議</p> <p>■平成23年2月17日 ・移動制限の解除告示</p>
<p>■平成23年2月14日 22消安第8947号 消費・安全局長通知 「高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う飼養衛生管理の指導・徹底及び口蹄疫に対する防疫対策の強化について」</p> <p>■平成23年2月16日 22消安第8973号 消費・安全局長通知 「高病原性鳥インフルエンザの続発に対する飼養衛生管理の指導・徹底について」</p>	

国からの情報提供（文書指導）	県の対応等
<p>■平成23年2月18日 22消安第9031号 動物衛生課長通知 「家きん飼養農場における飼養衛生管理の遵守状況を点検する際の確認事項について」</p>	<p>■平成23年2月24日 ネズミ対策研修会開催</p> <p>■平成23年3月29日 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル策定・公表</p>
	<p>■平成23年5月9日 ・移動制限解除後の清浄性確認検査立入（25農場，8班編制）</p> <p>■平成23年5月17日 畜第156号 「高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限解除後の検査の結果と農場監視の終了について（報告）」国へ報告</p> <p>■平成23年5月18日 畜第152号 「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部の解散について」</p> <p>■平成23年5月18日 <b>【緊急防疫業務に関する協定締結】</b> 県動物薬品器材協会，県警備業協会，県建設業協会，県トラック協会</p>
<p>「韓国等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（OIE情報）」動物衛生課よりメールによる情報提供(随時)</p>	<p>左記，動物衛生課からの情報提供等については，関係者へFAX，メール等により速やかに伝達</p>

## 2 高病原性鳥インフルエンザ現地防疫対策本部の対応状況

### (1) 現地対策本部設置

平成22年12月21日、「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」の設置を受け、北薩家畜保健衛生所内に「現地防疫対策本部」を設置した。

また、本県では、出水市の死亡ツルから高病原性鳥インフルエンザウイルスが多数検出されていたため、周辺農場、家さんへの感染リスクが非常に高いと判断し、平成22年12月29日から出水市へ2名の家畜防疫員を派遣し、常駐させていた（平成23年2月25日まで継続）。

班名	班長	業務内容
現地対策 本部長 副本部長	家保所長 防疫課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の総括</li> <li>・防疫作業に必要な人員の要請</li> <li>・県対策本部，地域連絡協議会，その他関係団体等との連携に係ること。</li> </ul>
総務班	衛生課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部との連絡調整</li> <li>・関係機関，団体との連絡調整（会議等の開催）</li> <li>・防疫作業に必要な人員の確保（畜産課と連携）</li> <li>・資材の確保（畜産課，中央家保，曾於家保との連携）</li> </ul>
発生地班	現地家保職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場の病性鑑定</li> <li>・初動防疫に係る農場の情報提供</li> <li>・発生農場へ常駐，移動制限，消毒</li> <li>・発生農場での防疫作業の監督，指示</li> </ul>
病性鑑定班	現地家保職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場以外からの病性鑑定対応</li> </ul>
追跡班	現地家保職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場の疫学関連調査，対応</li> <li>・清浄性確認検査の準備・調整</li> <li>・疫学調査（疫学調査チーム）</li> </ul>
移動規制班	地域振興局 農政普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイントの設置，管理，維持</li> <li>・道路使用許可申請，道路占有許可申請</li> <li>・移動の規制に係ること</li> </ul>

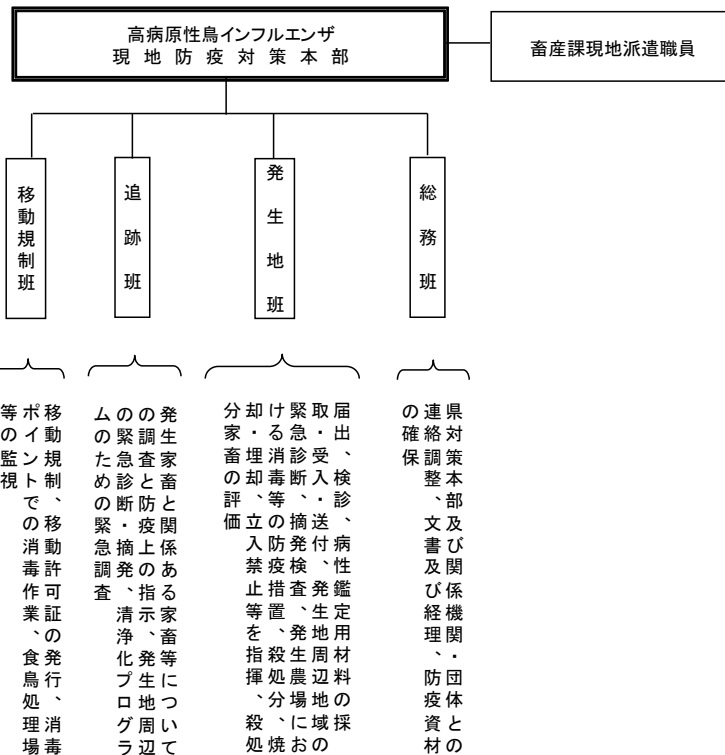
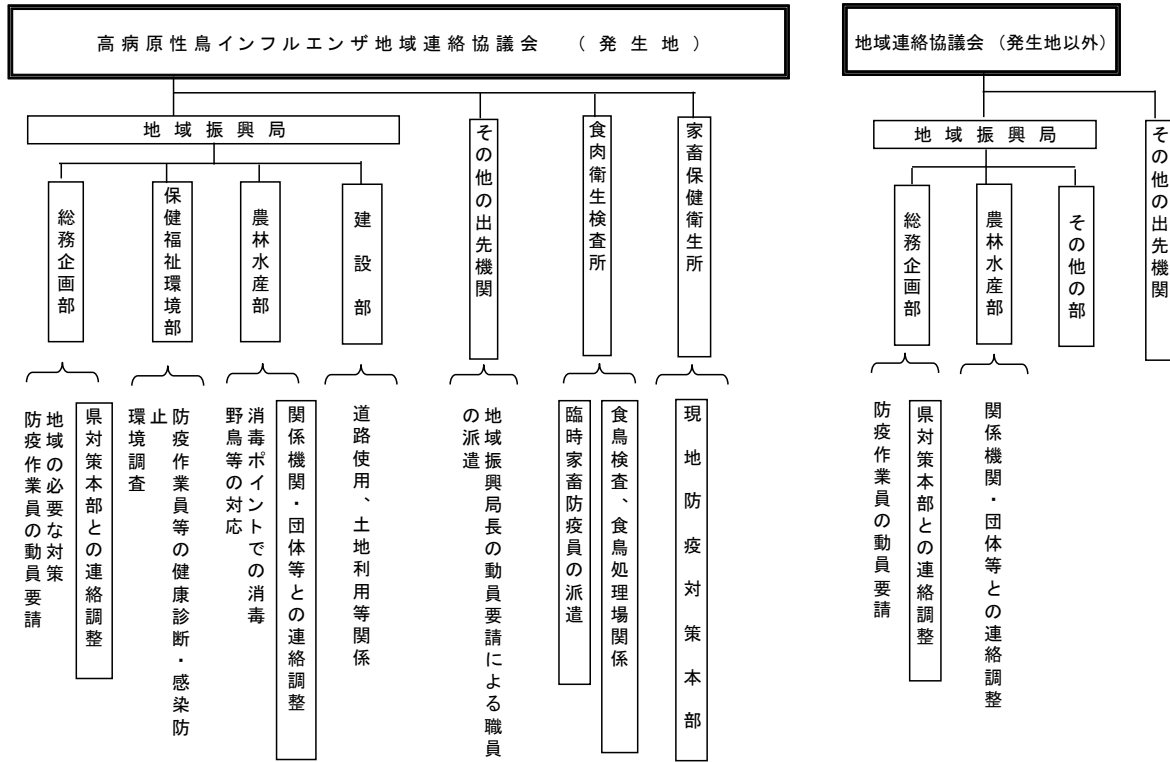
#### 出水市への派遣家畜防疫員の役割

- ・ツルにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況等の情報収集・分析を行い，防疫対策の強化を図る。
- ・出水市と連携し，消毒等の防疫対策の助言・指導を行い，県との連絡調整を行う。


## 発生地域での連携体制

地域連絡協議会長(地域振興局長)は、対策本部と連携をとり、地域の必要な対策を実施する。

現地防疫対策本部長(家畜保健衛生所長)は、地域連絡協議会の協力のもと、防疫活動を迅速・円滑に実施する。



(2) 現地対策本部の会議開催等状況

年月日	会議名	内容等
H22. 11. 15	高病原性鳥インフルエンザ地域防疫対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPAI発生状況について</li> <li>・ 防疫対策強化について</li> </ul>
H22. 12. 1	第2回高病原性鳥インフルエンザ地域防疫対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県における発生事例</li> <li>・ 防疫対策強化について</li> </ul>
H22. 12. 22	第3回高病原性鳥インフルエンザ地域防疫対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツルHPAI発生について</li> <li>・ 防疫対策強化について</li> </ul>
H23. 1. 24	第4回高病原性鳥インフルエンザ地域防疫対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮崎県における発生事例</li> <li>・ 防疫対策強化について</li> </ul>
		
H23. 1. 31	第5回高病原性鳥インフルエンザ地域防疫対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出水市HPAI発生状況と対応状況</li> <li>・ 疫学調査チーム調査結果</li> <li>・ 監視体制の強化について</li> </ul>
H23. 2. 18	第6回高病原性鳥インフルエンザ地域防疫対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外HPAI発生状況</li> <li>・ 出水市発生経過について</li> <li>・ 防疫対応について</li> </ul>

(3) 現地対策本部の対応状況

日時	作業内容	内容等詳細
1月25日 13:30 15:30 15:50 16:30 17:25	系列農協から通報 緊急立入, AI簡易検査陽性 畜産課通報, 関係機関連絡 現地応援出発(検体送付係) 農場周辺道路通行制限開始 県対策本部で感染発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・84羽死亡</li> <li>・9羽中8羽陽性, 病性鑑定実施</li> </ul> 
1月26日 2:15 3:00 4:00 10:00 11:55 23:10	遺伝子検査陽性 初動防疫開始 車両消毒開始(一部ポイント) 発生状況検査開始 移動制限区域告示 初動防疫終了  農林水産省疫学調査班案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H5亜型と判明(中央家保)</li> <li>・殺処分(8:05終了), 清掃, 消毒</li> <li>・採卵鶏: 91農場(21班体制)</li> <li>・殺処分, 埋却, 消毒 周辺道路通行制限解除</li> <li>・調査チーム委員: 6名</li> </ul>
1月27日	発生状況検査  消毒ポイント設置 発生農場周辺・仮設基地消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用鶏及び区域外疫学関連農場等: 48農場(13班体制)</li> <li>・10か所設置</li> <li>・資材の撤去</li> </ul>
1月28日	発生状況検査 仮設基地資材撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家きん以外飼養場所 5か所</li> </ul>
1月29日	移動制限の例外適用のための GPセンター検査 消石灰による農場消毒 消毒ポイント設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第9条に基づく消毒命令(～2/28)</li> <li>・12か所設置</li> </ul>
1月30日	家きん卵の移動(制限の例外) のための検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・37農場</li> </ul>
1月31日	家きん卵の移動(制限の例外) のための検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・34農場</li> </ul>
2月 1日	家きん卵の移動(制限の例外) のための検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・33農場</li> </ul>
2月 7日 ～2月8日	清浄性確認検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象農場132農場(35班体制, 72名) (採卵鶏: 95, 肉用鶏: 31, その他: 6)</li> </ul>
2月12日	清浄性確認検査結果判明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて陰性</li> </ul>
2月13日	搬出制限区域の解除	
2月17日	すべての移動制限の解除	

(4) 出水市派遣防疫員を通じた現地対策本部の対応状況

日時	作業内容	内容等詳細
1月25日 15:50 16:00 16:20 16:30	AI簡易検査陽性の連絡 消毒ポイント設置場所検討 出水市庁内対策会議 初動防疫準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制限区域，搬出制限区域</li> <li>・農場周辺道路封鎖</li> <li>・必要重機の出水市への手配要請</li> <li>・集合基地，仮設基地の設置場所の検討</li> <li>・初動防疫資材の出水市への手配要請</li> <li>・消毒関係の器具機材手配要請(動噴等)</li> <li>・消毒ポイント従事者（市職員約30名）への防疫作業説明</li> <li>・消毒ポイントの運営・管理委託依頼</li> <li>・埋却予定地周辺住民説明</li> <li>・出水市緊急対策会議への出席</li> <li>・集合基地～仮設基地間の防疫作業員搬送バスの出水市への手配要請</li> <li>・農水省疫学調査チーム及び支援チームに対する国及び出水市への連絡調整</li> </ul>
1月26日	・防疫作業準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫資材不足分の手配，調達</li> <li>・防疫作業員用バスの消毒手配</li> <li>・発生状況検査の補佐</li> <li>・緊急病鑑立入の補佐</li> <li>・報道の規制，集合基地での補佐</li> <li>・発掘禁止看板の作成と搬入・設置指示</li> </ul>
1月27日	・防疫対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事来訪</li> <li>・県疫学調査チームへの連絡調整</li> <li>・発生農場における立入禁止看板の作成と搬入及び設置</li> <li>・発生農場における初動防疫終了の確認</li> <li>・HPAI緊急病鑑立入補佐(北薩家保補佐)</li> <li>・庁内対策会議用資料の作成</li> </ul>
1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市防疫対策会議</li> <li>・農場内初動防疫資材等の撤収</li> <li>・互助基金及び経営支援整理</li> <li>・農家等相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPAIの経過，今後のスケジュール</li> <li>・消毒ポイントの説明（振興局）</li> <li>・資材の移動</li> <li>・防護服の処分（家保で焼却）</li> <li>・仮設トイレ，シャワー，照明等の返却</li> <li>・発生農場の加入確認</li> <li>・発生状況検査後の出荷について</li> </ul>



日時	作業内容	内容等詳細
1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家相談</li> <li>・ブロイラーの食鳥処理について</li> <li>・移動制限区域内での死亡鶏の処理</li> <li>・県備蓄資材確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷延期等の支援（家伝費対応可能）</li> <li>・他系列食鳥処理場への出荷調整</li> <li>・餌のコントロールによる出荷延期</li> <li>・死亡鶏移動の特例措置</li> <li>・冷凍コンテナ配備</li> </ul>
1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却地悪臭対応</li> <li>・環境大臣視察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家保対応</li> <li>・出水市のツル及び鶏の状況説明</li> <li>・ホテル・旅館等の損害補償の陳情等</li> </ul>
1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市防疫対策会議</li> <li>・動力噴霧器確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツルの保護，死亡状況について</li> <li>・クレインパーク獣医師の確保について</li> <li>・今後の防疫スケジュール</li> <li>・動力噴霧器3台，500ℓタンク7台</li> </ul>
2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイント巡回</li> <li>・搬出制限に係る例外規定</li> <li>・制限区域外から搬出制限区域を通過する場合の例外規定</li> <li>・ツルのAI簡易検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な消毒作業の継続</li> <li>・消毒ポイント騒音，照明等の苦情対応</li> <li>・移動制限区域の縮小（10km→5km）</li> <li>・協議書，移動指示書発行準備</li> <li>・未洗卵，未完熟堆肥，家きん，家きん死体等の通過時の消毒証明</li> <li>・1/28回収ツル(2羽)：検査結果陰性</li> </ul>
2月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式焼却炉の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生拡大に備えての配備</li> </ul>
2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市防疫対策会議</li> <li>・自民党県議団意見交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外措置による鶏卵及び鶏肉処理開始</li> <li>・クレインパークの現状（ツル死亡数）</li> <li>・発生農家等への低金利融資</li> <li>・HPAI発生経過，対策について</li> <li>・風評被害対策・十分な補償の要望・</li> </ul>
2月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場周辺住宅苦情対応</li> <li>・ツル飛来地消毒ポイント・監視場所巡回</li> <li>・埋却地悪臭対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭，消石灰飛散等の苦情対応</li> <li>・タイヤ消毒の徹底を指示</li> <li>・監視員の防疫措置の徹底（県環境保護課へ啓発依頼）</li> <li>・消臭剤散布，追加盛り土（140t追加）</li> </ul>
2月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫状況確認</li> <li>・清浄性確認検査準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資，指揮系統の再確認</li> </ul>
2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市防疫対策会議</li> <li>・清浄性確認検査開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・続発は確認されず，小康状態</li> <li>・2月8日まで（2回目）</li> </ul>
2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県疫学調査チーム現地調査</li> <li>・動力噴霧器の引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県HPAI疫学調査チーム：7名の委員</li> <li>・12台回収，整備</li> </ul>

日時	作業内容	内容等詳細
2月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防疫対策会議 クレインパーク</li> <li>野鳥AI簡易検査</li> <li>衆議院農林水産委員会派遣 意見交換会</li> <li>初動防疫資材再確認</li> <li>家きんの排せつ物搬出に係る 例外措置対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツル観察センター閉館継続</li> <li>ツル北紀行開始確認（200羽）</li> <li>発生経緯，防疫対応について</li> <li>検査結果陰性（2/8カラス4羽）</li> <li>財政支援の要望</li> <li>動噴，タンク，ガソリン缶他</li> <li>移動制限区域内からの鶏ふん搬出 （要望事項）</li> </ul>
2月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県備蓄資材確認</li> <li>小学校飼養鶏AI簡易検査</li> <li>搬出制限区域解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動噴，タンク，ガソリン缶ほか</li> <li>家保で陰性確認（1羽）</li> </ul>
2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防疫対策会議</li> <li>死亡ツルAI簡易検査</li> <li>消石灰，殺鼠剤配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動制限解除の見込み，防疫再確認</li> <li>クレインパーク 2/13ツル3羽死亡，北帰行836羽</li> <li>2/13死亡ツル AI簡易検査：陽性 中央家保へPCR検査依頼</li> <li>県内，法第9条による</li> </ul>
2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツルのHPAI確認打合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツル監視員，監視センター等の防疫体制の 再点検</li> <li>ツルねぐら等への立入制限再徹底</li> <li>今後の防疫体制について</li> </ul>
2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水市HPAI防疫対策本部会議</li> <li>ツル飛来地における防疫強化 指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養鶏農家における移動規制，搬出制限 区域等の対応</li> <li>愛玩鳥飼養者への消毒液配布</li> <li>消毒ポイントの動力噴霧器の追加</li> <li>消石灰の道路への散布</li> <li>散水車利用による道路消毒（2回/日）</li> </ul>
2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生農場周囲道路への消石灰 除去作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>散水車，防疫車による消石灰の除去， 清掃作業</li> </ul>
2月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防疫対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツル北帰行：1,751羽</li> </ul>
2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>消毒ポイント巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2/28撤収（2か所） 残り2か所は3月末まで継続</li> </ul>
2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防疫対策会議</li> <li>AI簡易検査</li> <li>出水市派遣職員の引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレインパーク ツル1万羽に給餌継続</li> <li>野鳥2羽，2/24死亡ツル1羽：陰性</li> </ul>

## 【 出水市派遣家畜防疫員用務の概要 】

### ア 消毒ポイントにおける消毒指導，確認

- ・消毒マットの設置
- ・消石灰散布方法
- ・通過車両記録記帳
- ・安全対策，看板増設

### イ ツル博物館，観察センター，保護センター等における防疫対策指導，確認

- ・保護センター防鳥ネット設置，消毒（石灰散布・踏込槽配置）  
死亡ツル焼埋却等
- ・監視員の装具着用，出勤，帰宅手順
- ・給餌方法

### ウ 死亡ツル等の情報整理

- ・保護場所等の確認，整理

### エ 出水市内養鶏施設等の情報整理

- ・飼養施設情報の確認，整理

### オ 家きん飼養施設等指導

- ・養鶏施設等
- ・小規模，愛玩鳥飼養者等

## 第4章 支援対策等

### 1 養鶏農家等への影響と県における予算措置

発生に際して、県としてはまん延防止対策に万全を期すために、緊急防疫対策及び清浄性確認検査の実施について平成22年度一般会計補正予算専決処分(2月3日付)で3億6千万円あまりを予算計上した。

また、移動制限により鶏卵や食鳥などの出荷が遅延したことによる売上の減少、飼料費、保管費等の費用が増加したことに対して、3月補正予算において、

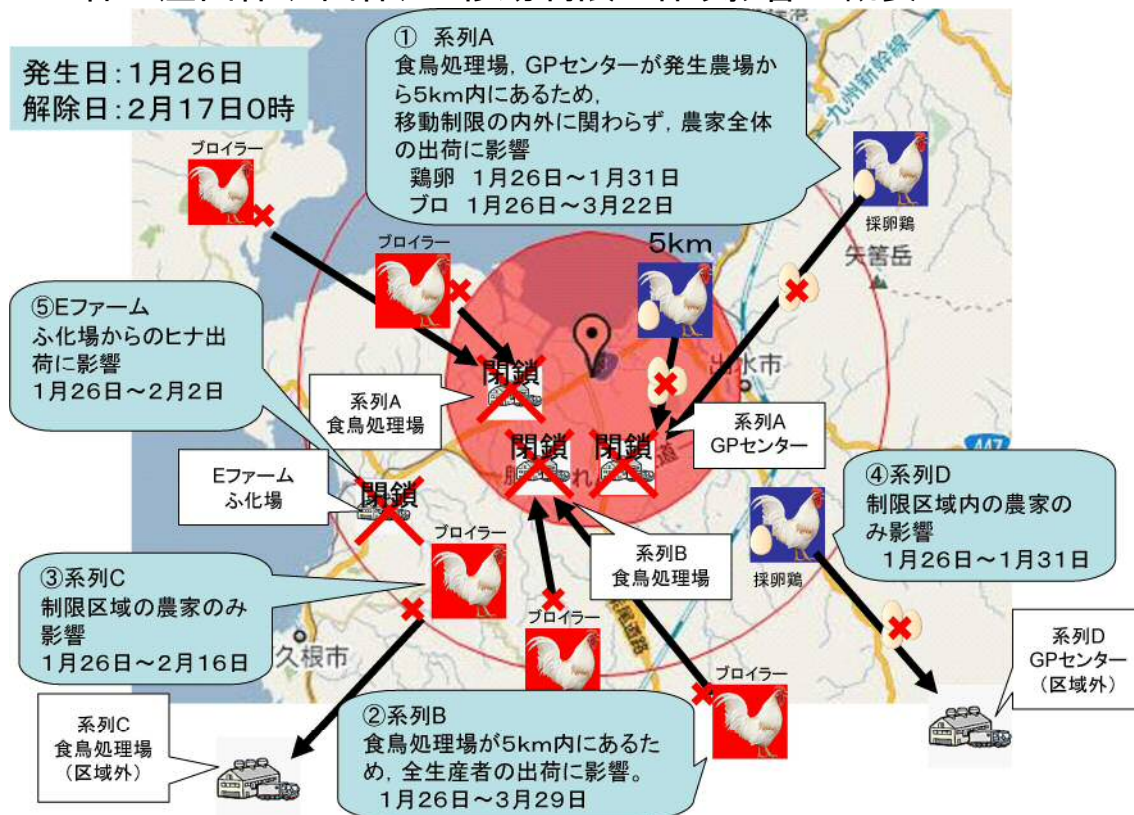
- ①市町村の防疫対策にかかる経費の一部助成
- ②防鳥ネットの整備等にかかる経費の一部助成
- ③発生に伴う移動制限により売上の減少など養鶏農家の損失に対しての一部助成
- ④発生した農家に対する鶏等の処分に伴う損失の一部助成

について約4億7千万円の予算措置を行った。

概要については、表のとおりである。

なお、発生農場においては、患畜、疑似患畜や埋却した鶏卵、飼料などの汚染物品等に対して家畜伝染病予防法に基づいて手当金が交付された。

### 各生産団体(5団体)の移動制限に伴う影響の概要について



## 平成22年度 高病原性鳥インフルエンザ関連対策予算

(単位:千円)

区分	No.	事業名	概要	予算措置の区分						H22予算現計		
				2月専決			3月補正			予算額	国庫	県費
				予算額	国庫	県費	予算額	国庫	県費			
防疫	1	高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業	出水市の養鶏農家での高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、発生農場における殺処分等の一連の防疫措置、まん延防止のための全戸一斉消毒、移動・搬出制限区域内での車両消毒等の実施に要する経費	361,987	111,478	250,509	0			361,987	111,478	250,509
	2	高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業(市町村防疫対策助成事業)	出水市の養鶏農家での高病原性鳥インフルエンザの発生以降、消毒薬の配布や車両消毒等の防疫対策を自主的に実施している市町村に対する経費の一部助成(1/2国庫)	0			20,000	20,000		20,000	20,000	0
	3	家畜伝染病予防事業(高病原性鳥インフルエンザ防疫対策事業)	高病原性鳥インフルエンザの侵入防止のための防鳥ネットの整備等に要する経費に対する一部助成	0			25,000	25,000		25,000	25,000	0
① 防疫 小計				361,987	111,478	250,509	45,000	45,000	0	406,987	156,478	250,509
経営支援	4	養鶏農家緊急支援対策事業	高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う鶏等の移動制限により、出荷遅延に伴う養鶏農家の損失等に対して一部助成	0			371,800	185,900	185,900	371,800	185,900	185,900
	5	養鶏農家緊急支援対策事業(発生農家支援対策事業)	高病原性鳥インフルエンザが発生した農家に対する鶏等の処分に伴う損失の一部助成	0			1,692		1,692	1,692	0	1,692
② 経営支援 小計				0	0	0	373,492	185,900	187,592	373,492	185,900	187,592
合計 (①+②)				361,987	111,478	250,509	418,492	230,900	187,592	780,479	342,378	438,101

※ 発生農家に対しては、家畜伝染病予防法に基づき殺処分した鶏等の評価額の4/5相当額が手当金として交付、さらに家畜伝染病予防法の改正に伴い、評価額の1/5についても遡及して手当金が交付されたことから、養鶏農家緊急支援対策事業(発生農家支援対策事業)の予算執行は不要となった。

### 2 養鶏農家等への各種支援策

本県での発生時においては、発生農家等をはじめ、農業者や関係事業者に対する高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う支援措置(制度)や融資制度等の概要については、以下のとおりであった。

#### (1) 支援措置

##### ア 発生農家等

区分	対象	支援内容等
家畜伝染病予防法	発生農家	(1) 殺処分家畜等に対する手当金 ・ 患畜：家畜の評価額の1/3 (評価上限：鶏800円/羽，うずら200円/羽) ・ 疑似患畜：家畜の評価額の4/5 ・ 焼埋却した汚染物品：評価額の4/5 (2) 死体，汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金 ・ 所要経費の1/2

区分	対 象	支 援 内 容 等																										
家 畜 伝染病 予防法	移動制限 区域内の 農 家	<p>移動又は移出の禁止又は制限により畜産経営に重大な影響が及ぶ農家に対し，都道府県が売上の減少額等に相当する額を交付する場合に，国が当該交付額の1/2を負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる家畜等 家きん（生きている鶏，うずら等）及び家きんの卵</li> <li>・助成対象経費等</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>家きん</td> <td>売上の減少額 飼料費，死体の焼埋却費，化製費の増加額</td> </tr> <tr> <td>家きん の卵</td> <td>売上の減少額 保管費，荷役費，輸送費，焼埋却費， 化製費の増加額</td> </tr> </table>	家きん	売上の減少額 飼料費，死体の焼埋却費，化製費の増加額	家きん の卵	売上の減少額 保管費，荷役費，輸送費，焼埋却費， 化製費の増加額																						
家きん	売上の減少額 飼料費，死体の焼埋却費，化製費の増加額																											
家きん の卵	売上の減少額 保管費，荷役費，輸送費，焼埋却費， 化製費の増加額																											
家 畜 防 疫 互 助 制 度	発生農家	<p>(1) 経営支援互助金 新しく鶏・うずらを導入し，経営を再開する場合に交付。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">上限単価</th> <th>家族型</th> <th>企業型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">採卵鶏</td> <td>成 鶏</td> <td>740円/羽</td> <td>930円/羽</td> </tr> <tr> <td>育成鶏</td> <td>340円/羽</td> <td>430円/羽</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肉用鶏</td> <td>25円/羽</td> <td>30円/羽</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">種 鶏</td> <td>成 鶏</td> <td>1,040円/羽</td> <td>1,340円/羽</td> </tr> <tr> <td>育成鶏</td> <td>480円/羽</td> <td>620円/羽</td> </tr> <tr> <td colspan="2">うずら</td> <td colspan="2">200円/羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>※・「企業型」：常用雇用する従業員（事業主と同一生計者を除く。）の数が1人以上の，養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「家族型」：企業型以外の者</li> <li>・「成鶏」は120日齢超，「育成鶏」は120日齢以下。</li> </ul> <p>(2) 焼却・埋却等互助金 殺処分した鶏及びうずらを焼却・埋却した場合，要した経費の9割から家伝法による交付金を差し引いた額を交付。 上限単価：80円/羽（鶏，うずらとも）</p>	上限単価		家族型	企業型	採卵鶏	成 鶏	740円/羽	930円/羽	育成鶏	340円/羽	430円/羽	肉用鶏		25円/羽	30円/羽	種 鶏	成 鶏	1,040円/羽	1,340円/羽	育成鶏	480円/羽	620円/羽	うずら		200円/羽	
上限単価		家族型	企業型																									
採卵鶏	成 鶏	740円/羽	930円/羽																									
	育成鶏	340円/羽	430円/羽																									
肉用鶏		25円/羽	30円/羽																									
種 鶏	成 鶏	1,040円/羽	1,340円/羽																									
	育成鶏	480円/羽	620円/羽																									
うずら		200円/羽																										

(2) 融資制度

ア 農業者向け

資金名	対 象 者	貸付限度	償還期限	貸付利率
家畜疾病経営維持資金 (経営再開資金)	家畜等の殺処分により経営の中止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	個人 2,000万円 法人 8,000万円	5年以内 (うち据置 2年以内)	1.375% (H23.1.24 現在)
家畜疾病経営維持資金 (経営継続資金)	移動制限・搬出制限により経営継続が困難となった者			
家畜疾病経営維持資金 (経営維持資金)	発生に伴う家きん肉又は家きん卵の価格低下, 出荷減少等経済的影響を受け経営維持が困難な者のうち, 直近の平均販売単価が前年から過去5年間の同時期の平均販売単価の平均と比較して概ね2割以上低下している者	家きん 52千円/ 百羽	3年以内 (うち据置 1年以内)	1.50% (H23.1.24 現在)
公庫資金 (農林漁業セーフティネット資金)	・家畜の殺処分や移動・搬出制限を受けた者 ・食の安全・安心への関心を背景とする風評被害(価格下落, 売上減少)を受けた者	300万円 (簿記記帳を行って いる場合は, 年間 経営費に 応じて上 限増額あ り。)	10年以内 (うち据置 3年以内)	借入期間に応 じて, 0.75% ~0.95% (H23.1.24 現在)

イ 関連事業者（個人・中小企業）向け

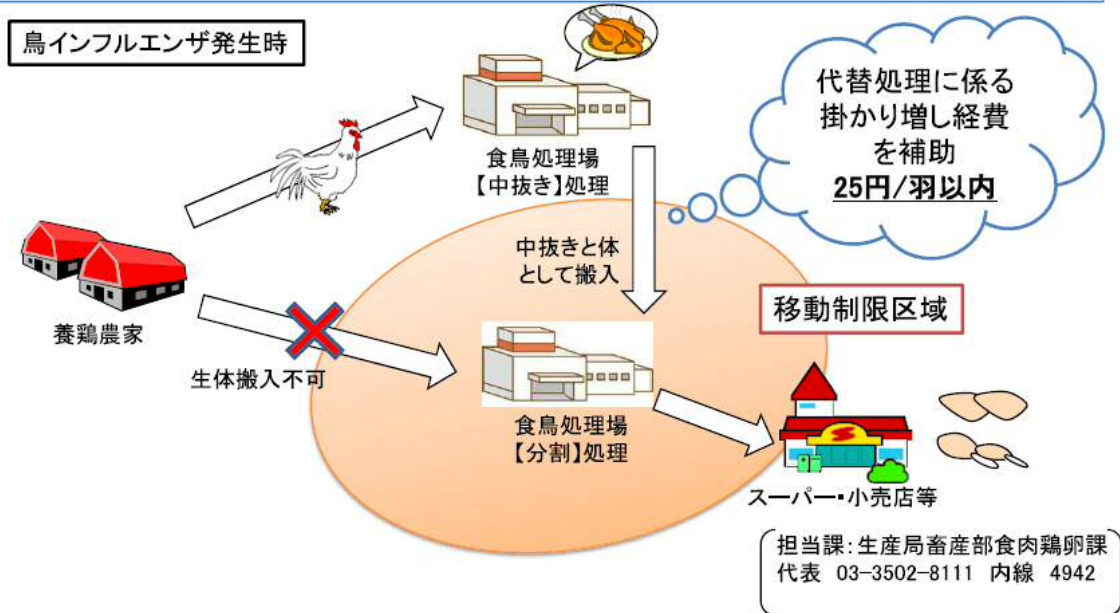
制度名	対 象 者	融資限度	償還期限	融資利率
景気対応緊急保証制度 （県信用保証協会）	全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種に属する中小企業者として事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた者で、県内で事業を営んでいる中小企業者で、最近3か月の平均売上高が前年同期と比べ3%以上減少している者	運転・設備資金 2億8千 万円	10年以内 （うち据置 2年以内）	金融機関 所定の利率
経済対策特別資金 （県中小企業融資制度）	県内で事業を営んでいる中小企業者で最近3か月の平均売上高が前年同期と比べ3%以上減少している者	運転資金 2,000万円	7年以内 （うち据置 2年以内）	償還期間に応じて、 1.9% ～2.7% (H23. 1. 24 現在)
		設備資金 3,000万円	10年以内 （うち据置 3年以内）	
公庫資金 （経営環境変化対応資金）	社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来しており、かつ、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	運転・設備資金 4,800万円	15年以内 （うち据置 3年以内）	2.45% (H23. 1. 24 現在)
			8年以内 （うち据置 3年以内）	



(3) その他関連事業

＜畜産業振興事業＞  
食肉等流通合理化総合対策事業のうち  
緊急時集出荷・処理円滑化推進

- 鳥インフルエンザの発生地域において、食鳥処理場の操業を確保するため、移動制限区域外で処理された中抜きと体を、移動制限区域内の食鳥処理場に搬入し、解体する場合、代替処理に係る掛かり増し経費25円/羽を上限とし支援。



## 第5章 発生市の対応について

### 1 出水市における高病原性鳥インフルエンザ（ツル、鶏）の発生等への対応

日時	内容	詳細
H22. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>8:20 ・ツル死亡の報告</li> <li>13:00 ・死亡ツルAI簡易陽性の報告</li> <li>15:00 ・防疫対策会議</li> <li>・保護ケージ 消毒作業</li> <li>16:45 ・防疫対策会議</li> <li>17:00 ・関係機関等への電話連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレインパークより報告</li> <li>・副市長室にて防疫対策打ち合わせ</li> <li>・状況報告等（市長ほか）</li> <li>・農協等への防疫体制の確認、臨時放送</li> <li>・状況確認と防疫徹底の確認</li> </ul>
H22. 12. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況報告等，出水市HPAI対策本部 設置</li> </ul>
H22. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツル給餌場所の拡大</li> <li>・出水市HPAI対策本部会議</li> <li>・HPAI対策 専門委員会</li> <li>・交通規制看板設置</li> <li>・市長臨時放送</li> <li>・交通規制お知らせ文書配布</li> <li>・HPAIが強毒性と判明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況報告等（市関係機関）</li> <li>・状況報告等（市関係機関，鹿児島大学等）</li> <li>・28自治会</li> </ul>
H22. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> <li>・文化庁 文化財調査官来庁</li> <li>・「お知らせとお願い」文書配布</li> <li>・愛玩鳥飼養者訪問</li> <li>・防疫対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視体制の強化，車両消毒ポイントの検討，防疫の強化等，臨時放送</li> <li>・意見交換会</li> <li>・28自治会に持参</li> <li>・訪問戸数8戸</li> <li>・状況報告と今後の取組</li> </ul>
H22. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツルの監視体制の強化</li> <li>・市内養鶏農家に消毒液配布</li> <li>・愛玩鳥飼養者訪問</li> <li>・防疫対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視員：3名→8名へ増員</li> <li>・130戸</li> <li>・訪問戸数225戸</li> </ul>
H22. 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛玩鳥飼養者訪問</li> <li>・防疫対策会議</li> <li>・自然環境研究センター ぶん便調査開始</li> <li>・幼稚園小中学校生徒家庭への消毒マット及び消毒液配布</li> <li>・鳥取大学HPAI調査チーム対応</li> <li>・愛玩鳥飼養者訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問戸数273戸</li> <li>・40戸</li> <li>・訪問戸数 506戸</li> </ul> 

※ 原則として、H22. 12. 21～H23. 2. 17の間 8:30から庁内防疫対策会議を実施

日 時	内 容	詳 細
H22. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> <li>・交通規制看板設置, 石灰散布</li> <li>・環境副大臣との意見交換</li> <li>・防疫対策会議</li> </ul>	
H22. 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> <li>・各養鶏農家に消石灰の配布</li> <li>・ツルねぐらへの消石灰配布</li> <li>・市HPAI対策本部会議</li> <li>・環境省事務次官意見交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4土地改良区へ配布 (散布)</li> <li>・警戒体制 (通行制限) の延期決定</li> </ul>
H22. 12. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> <li>・近隣自治会に消石灰を配布</li> <li>・埋却候補地調査, 報告徴求準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3自治会へ計150袋</li> <li>・対象: 管内全養鶏農家</li> </ul>
H22. 12. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家保職員市役所常駐</li> <li>・ツルねぐらの拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23. 2. 25まで</li> <li>・荒崎 2ha→2.6ha</li> </ul>
H22. 12. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち入り制限区域の看板設置</li> <li>・消毒マット用にタンク設置</li> <li>・防護服着脱訓練 (出水保健所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2か所</li> <li>・ツル監察員 (20名)</li> </ul> 
H23. 1. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> </ul>	
H23. 1. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散水車を貸与</li> <li>・ツルねぐら拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地区整備局</li> <li>・東干拓 1ha→2ha</li> </ul>
H23. 1. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> <li>・散水車による路面消毒</li> </ul>	
H23. 1. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒作業員増員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16名 (臨時雇用)</li> </ul>
H23. 1. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議・</li> <li>・立入制限区域内路面消毒</li> <li>・保健所, 健康増進課来庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日午前・午後2回実施</li> <li>・ツル監視員への防疫指導等について報告</li> </ul>
H23. 1. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒剤を各自治会へ配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・253自治会</li> </ul> 
H23. 1. 11, 14, 17, 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省・出水保健所</li> <li>家畜保健衛生所ほか</li> </ul> 
H23. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPAI及びFMD防疫対策会議</li> </ul>	
H23. 1. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> <li>・ツル監視等に係る防疫対策意見交換会</li> <li>・宮崎市HPAI疑い事例発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツル保護センター</li> </ul> 
H23. 1. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議</li> <li>・HPAI地域防疫対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年1月20日</li> <li>ツル保護センター</li> </ul>

日 時	内 容	詳 細
H23. 1. 25		
15:50	・市内でのHPAI疑い事例報告	・北薩家保より連絡
16:20	・庁内対策会議	・職員配備, 資材手配, 自治会等連絡
16:30	・農場付近通行遮断	・72時間
16:15	・農場周辺協力依頼 ・農場防疫措置準備	・周囲民家, 自治会長説明 ・消石灰散布, 仮設基地設置場所選定, 所有者への協力依頼, テント・照明設備, 簡易トイレほか必要資材の準備
17:25	・報道機関への発表	・制限区域の設定 ・報道対応 (県への一本化)
21:00	・農場周囲目隠し設置	・農協へ依頼
22:20	・緊急防疫対策会議	・状況報告
24:00	・道路封鎖継続	
H23. 1. 26		
未明	・農場へ防疫作業員職員派遣 ・農場付近の交通整理	・市職員体育館に集合・待機 ・報道規制, 対応等
3:00	・殺処分開始, 消毒ポイント設置 ・殺処分, 消毒作業等終了	・出水市内3か所
16:00	・消毒ポイント追加	・出水市3か所, 阿久根市2か所追加
H23. 1. 27	・消毒マット追加設置	・2か所, 周辺市町への防疫協力依頼
H23. 1. 28	・防疫対策会議	
H23. 1. 29	・養鶏農家への消石灰配布 ・鶏農家, 愛玩鳥飼養者巡回 ・強毒性と判明	・県告示第92号の2 ・249戸 (20班体制) 防疫対策の徹底
H23. 1. 30	・環境大臣との意見交換会	
H23. 1. 31	・防疫対策会議	・家きん卵移動制限の例外適用
H23. 2. 1	・制限区域の縮小	・移動制限区域 (10km→5km) 搬出制限区域 (5km→10km)
H23. 2. 4	・自民党県議団との意見交換会 ・鹿児島大学ツル採糞	
H23. 2. 6	・環境省調査 (～2/8)	・カラス, カモ糞便採材
H23. 2. 7	・清浄性確認検査 (～2/8)	・制限区域内132農場
H23. 2. 8	・殺鼠剤配布 ・県HPAI疫学調査チーム検討会	・法第9条による
H23. 2. 10	・防疫対策会議 ・農林水産省委員会委員派遣意見交換会	・農林水産省, 九州農政局ほか

日時	内容	詳細
H23. 2. 12	・搬出制限区域解除	・清浄性確認検査結果陰性
H23. 2. 14	・防疫対策会議 ・県HPAI疫学調査チーム検討会 ・死亡ナベヅルHPAI陽性判明	
H23. 2. 17	・移動制限区域解除 ・消毒ポイントの撤去 ・市HPAI対策本部会議	
H23. 2. 18	・発生農場周辺の石灰等の清掃	
H23. 2. 22, 25, 28	・防疫対策会議	
H23. 3. 1	・消毒ポイントの変更	
H23. 3. 2~3. 3	・東干拓借り上げ地の清掃, 消毒	・散水車
H23. 3. 12~3. 14	・東干拓地消石灰消毒	・ツルねぐら3ha
H23. 3. 15	・HPAI対策本部会議	
H23. 3. 28	・消毒ポイント撤去	・以後消石灰による消毒のみ
H23. 3. 31	・HPAI全対策終了	

## 2 対策に係る人員及び経費

### (1) 消毒ポイントに係る人員 (出水市対応分のみ)

	日数	人員	備考
ツル関連	H22. 12. 22~H23. 1. 4	112名	市職員
〃	H23. 1. 4~H23. 3. 29	674名	緊急雇用
鶏関連	H23. 1. 25~H23. 2. 16	111名	市職員
合計		897名	

### (2) 対策に要した経費

出水市鳥インフルエンザ緊急対策事業費 (平成22年第4回定例会)

補正額	概要
1,288千円	消毒薬剤の購入費, 消毒マット・防護服購入費 防疫作業・周知啓発活動に係る経費



### 3 出水市のHPAI初動防疫時に市等が対応した事項

#### (1) 防護服等初動防疫資材

基本的に、中央家保・曾於家保の備蓄資材等で対応

- ・ 防護服セット，マスク，手袋，長靴，ゴーグル，長靴カバー，タオル，カップ
- ・ 殺処分用炭酸ガス等一式，フレコンバック，ホーキ，一輪車，デッキブラシ，スコップ，台車，ポリペール，コンテナボックス，ブルーシート等
- ・ 消毒薬，消石灰，動力噴霧器，タンク等
- ・ 通行遮断用コーン・バー，進入禁止看板，トラロープ等
- ・ 埋立地立て札，杭，ロープ，うがい・手洗い用資材等

#### (2) 半径10km圏内農場の異常の有無の確認

- ・ 100羽未満の鶏飼養者及び愛玩鳥飼養者への確認
- ・ 案内人の派遣及び車両の調達

#### (3) 移動制限区域の字等の確認

#### (4) 施設・場所等の検討

- ・ 焼却の可否（移動式焼却炉利用も検討）
- ・ 埋却予定地（事前調査による候補地の再検討）
- ・ 集合基地（体育館）（数百人の更衣可能場所）
- ・ 仮設基地：農場近辺（テント5張り設置）
- ・ 通行遮断（制限）場所：4か所  
（農場に隣接する道路にテント・動噴を設置）
- ・ 消毒ポイント（市建設部局と連携）  
（地域振興局に協力し，幹線道路10数か所に設置）



通行遮断地図

#### (5) 重機・レンタル資材等の調達協力

<発生農場>

- ・ 0.7m<sup>3</sup> バックホー，小型バックホー（試掘用：必須）
- ・ フォークリフト
- ・ バルーンライト等照明器具
- ・ 動力噴霧器・タンク
- ・ 簡易トイレ
- ・ ブルーシート
- ・ 目隠し設置（系列農協）



目隠しの設置

<集合基地>

- ・ 簡易シャワー（ガス・水道の配管工事も必要）
- ・ 集合基地から仮設基地までの移送用大型バス3台の調達

<仮設基地>

- ・ バルーンライト等照明器具
- ・ 動力噴霧器・タンク
- ・ 簡易トイレ
- ・ 簡易手洗い
- ・ テント・コンテナハウス
- ・ ブルーシート等



搬入した資材等

<通行遮断（制限）ポイント及び消毒ポイント>

- ・ バルーンライト
- ・ 動力噴霧器・タンク
- ・ テント，簡易トイレ，机，イス，ストーブ等

(6) その他

- ・ 埋却予定地周辺住民への説明（家畜防疫員に同行）
- ・ 初期段階での通行遮断（制限）ポイント及び消毒ポイントへの人員配置
- ・ 集合基地（防疫資材配布・動噴消毒）への人員配備
- ・ 備蓄資材で不足した防疫資材の現地調達
- ・ 国疫学調査チームに対する事前準備  
（検討会場の配置及びパソコン等の設置，現地農場までのバスの手配）
- ・ 清浄性確認検査の車両準備・農場案内（市・農協）
- ・ 消毒ポイント等への水の供給（散水車が有効）
- ・ 初動防疫資材の撤収及び市倉庫への一時保管



散水車（九州地区整備局より貸与）



消毒ポイント（熊本県境，水俣）

## 第6章 県対策本部の解散から発生農場の経営再開

### 1 県対策本部の解散

防疫指針では、移動制限解除後も、原則として3か月間、設定されていた旧移動制限区域内の農場監視を継続し、家きん飼養者からの死亡羽数等の報告徴求（1週間ごと）とともにこの期間内に少なくとも1回立入検査による家きん等の臨床検査やウイルス分離検査及び血清抗体検査を行うこととされていた。

当該監視期間において特段の異常は認められず、監視期間の終了を前に行った最終的な清浄性確認検査（5月9日～13日）においても異常のないことが確認された。

このため、3か月間の監視期間については、国に報告のうえ5月17日をもって終了し、ツルの感染事例の摘発と同時に設置された県対策本部についても、翌18日に解散した。

#### （1）最終的な清浄性確認検査の実施と結果

- ・ 採材日（結果判定日）：5月9日（5月13日）
- ・ 検査農場等：発生農場との疫学関連農場25農場（44鶏舎）  
※国から示された抽出基準に基づき選定。
- ・ 検査方法等：臨床検査、ウイルス検査及び抗体検査（エライザ検査）
- ・ 検査結果：全て異常なし。

#### 清浄性確認検査実施状況（3回目）

##### 採材等の実施状況

月日	班編制	家畜防疫員	案内者				農場戸数	採材	
			出水市	阿久根市	系列農協等	計		スワブ・鶏舎数	採血羽数
5/9	8	9	0	0	8	8	25	44	275
計	8	9	0	0	8	8	25	44	275

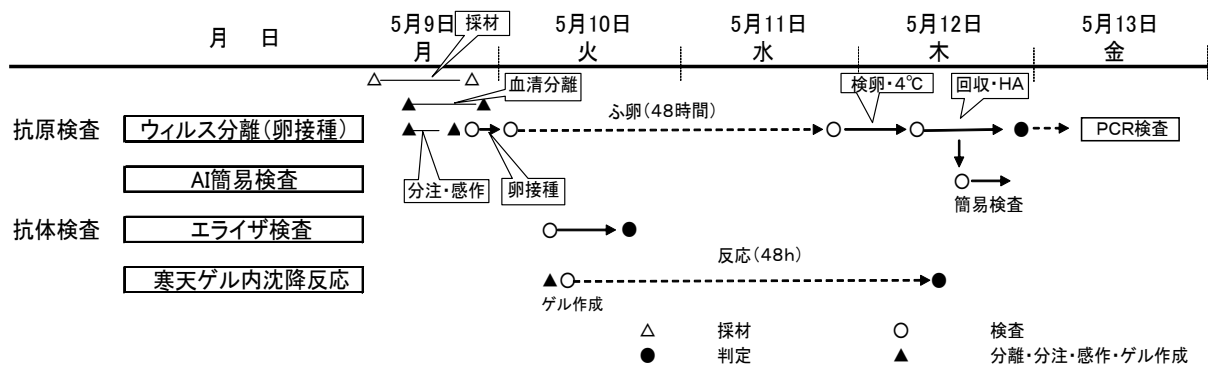
##### 農場の内訳

月日	採卵		肉用	種鶏	ダチョウ	計
	卵出荷	育雛(採卵)				
5/9	25	0	0	0	0	25
計	25	0	0	0	0	25

#### 清浄性確認検査（移動制限解除後の検査）実績（5/9採材分）

採材月日	5月9日
農家戸数	20
農場数	25
検査鶏舎数	44
採血羽数	275

#### 検査スケジュール





(2) 清浄性確認検査の結果及び監視期間終了に係る国への報告

写

畜 第 1 5 6 号  
平成23年5月17日

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局  
動物衛生課課長補佐（防疫業務班担当） 殿

鹿児島県農政部畜産課長

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限解除後の検査の結果と  
農場監視の終了について（報告）

本県出水市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定した移動制限区域の解除後の検査（指針第2の6の（2））について、下記のとおり実施しました。

記

- 1 検査実施地区  
本県出水市において発生が確認された高病原性鳥インフルエンザに関して設定された移動制限区域内の地域
- 2 調査の概要
  - (1) 採材実施日（最終判定日）  
平成23年5月9日（平成23年5月13日）
  - (2) 検査対象  
疫学関連農場かつ移動制限5km以内の採卵鶏農家
  - (3) 農場数および鶏舎数（別表）  
25農場，44鶏舎
  - (4) 検体数  
275検体
- 3 検査方法および結果
  - (1) ウイルス分離（気管・クロアカスワブ）：陰性  
気管・クロアカスワブから調整した材料を発育鶏卵に接種
  - (2) 抗体検査（血清）：陰性  
E L I S A検査およびゲル内沈降反応検査
- 4 その他  
今般の検査で高病原性鳥インフルエンザの感染を疑う結果が認められなかったことなどから、指針第2の6の（2）に示されている農場の監視は制限解除後の3ヶ月の期間となる平成23年5月17日をもって終了することとする。  
また、死亡ツルでの感染に伴って設定した、留意事項の13の（1）の監視区域についても、同日付をもって終了することとする。

鹿児島県農政部畜産課  
衛生環境係 古川・大塚  
TEL 099-286-3224  
FAX 099-286-5599

(3) 県対策本部の解散

ア 対策本部の設置から解散までの主な経緯

年月日	発生及び防疫対応状況等	対策本部の対応
H22. 12. 21	出水のツルにおける鳥インフルエンザ感染事例確認	本部設置 本部会議
H23. 1. 26	出水の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの発生 移動制限区域の設定	本部会議 ( 1/25)
H23. 1. 26 ～1. 31	発生状況確認検査 (1回目) (異常なし)	---
H23. 2. 1	移動制限区域の縮小 (10km→ 5km) 搬出制限区域設定 ( 5～10km)	---
H23. 2. 7 ～2. 12	清浄性確認検査 (2回目) (異常なし)	---
H23. 2. 13	搬出制限解除 (移動制限区域のみ継続)	---
H23. 2. 17	移動制限区域解除 旧制限区域内の監視期間開始 (3カ月間)	本部会議 ( 2/16)
H23. 5. 9 ～5. 12	制限解除後の清浄性確認検査 (3回目) (異常なし)	---
H23. 5. 17	旧制限区域内の監視期間終了 (3カ月間)	
H23. 5. 18	県対策本部の解散	解散通知文発出 解散の公表

イ 本部解散通知文発出先

送付先区分等		備考
県 関 係	本部員（知事公室長，7部長，4局長，教育長，県警察本部長）	
	幹事会員（36課長）	
	県出先（振興局，曾於畑かんセンター，支庁，家畜保健衛生所・支所）	
県 以 外	1 各市町村	県防疫対策 会議参集 機関・団体 等 (順不同)
	2 鹿児島県経済農業協同組合連合会	
	3～ 23 養鶏関係21団体	
	24 (社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	
	25 (社)鹿児島県配合飼料価格安定基金協会	
	26 (社)鹿児島県畜産協会	
	27 鹿児島県養鶏協会	
	28 (社)鹿児島県獣医師会	
	29 (社)鹿児島県トラック協会	
	30 協同組合鹿児島県化製協議会	
	31 鹿児島県クリーンクリエーション家畜協同組合	
	32 鹿児島県農業協同組合中央会	
	33 鹿児島県動物薬品器材協会	
	34 国立大学法人 鹿児島大学農学部獣医学科	
35 国立大学法人 鹿児島大学農学部		
36 独立行政法人 動物衛生研究所九州支所		

ウ 本部解散通知文（県対策本部各部員等宛て）

写

平成23年 5月18日

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部各部員  
鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部各幹事 殿

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部長  
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

#### 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部の解散について

本対策本部は、昨年12月21日に出水市の死亡ツルにおける感染事例の確認に伴い設置し、その後1月26日の出水市の養鶏農場での発生事例へ対応するため全庁的な協力体制のもと諸般の対策を講じてきました。

おかげをもちまして本県においては、養鶏農場での続発をみることはなく、初発事例のみで封じ込めることができました。これまで御協力いただいた県民の皆様をはじめ、防疫作業に当たった多くの関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

現在、出水市のツルについては4月までに北帰行を終えたところであり、また、国内養鶏場での発生は3月16日の千葉県を最後に確認されておられません。

さらに、本県での発生事例に関しては、5月9日から延べ3回目となる清浄性確認検査を行ったところ、異常を認めなかったため防疫指針に定める3カ月間の監視期間を5月17日に終了いたしました。

このようなことから本県に設置していましたが対策本部については本日をもって解散することとしました。各本部員のこれまでの御尽力に感謝いたします。

県としては、近隣諸国において、高病原性鳥インフルエンザなどの発生が依然として継続していることから、基幹産業である畜産における防疫体制の強化を図るために全力をあげて取り組む必要があると考えており、伝染病の発生を未然に防ぐため、生産農場をはじめ関係者と一体となって引き続き種々の対策を講じますので、今後とも皆様の一層の御協力をお願いします。

※ 参考

### HPAI発生に係る防疫対応等の経緯

月日	曜日	発生農場 防疫対応等	移動制限区域(周辺農場) 防疫対応等
1/25	火	届出: AI簡易検査(8羽/9羽陽性)	
★ PCR検査陽性……H5亜型高病原性鳥インフルエンザ疑似患者決定			
1/26	水	移動制限(告示: 半径10km圏内) 初動防疫終了 発生状況検査91農場	26日採取 採血 採卵鶏 26日採取 スwab(発育鶏卵接種)
1/27	木	発生状況検査41農場 県疫学調査チーム設置	27日採取 採血 フロイラー 27日採取 スwab(発育鶏卵接種)
1/28	金		検査開始: ELISA検査 判定: AI簡易検査
1/29	土	※非特異的反応: ゲル沈反応	検査開始: ELISA検査 判定: AI簡易検査
1/30	日	判定: 異常なし……	制限区域内の家きん卵出荷の例外適用を国と協議
1/31	月	農場立入: 家畜防疫員 以後卵の出荷可能	判定 異常なし
2/1	火	移動制限5kmに縮小, 搬出制限5~10km(告示)	
2/2	水	10日経過	以後5~10kmのフロイラーの出荷可能
2/3	木		
2/4	金		
2/5	土		
2/6	日		
2/7	月	清浄性確認検査(発生状況検査材料採取完了後10日以上経過): 血清・気管スワブ	
2/8	火		
2/9	水		
2/10	木		検査(異常なし)
2/11	金		
2/12	土		
2/13	日	移動・搬出制限5km(告示)	
2/14	月		
2/15	火		
2/16	水	県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議開催 (清浄性確認検査結果, 制限解除, 消毒ポイント撤去など)	
2/17	木	移動制限 解除: 午前0時(告示)	
2/18 ~ 5/17		2/17~5/17 移動制限区域内の農場監視(病性鑑定等), 死亡鶏報告徴求(各月曜日, 採卵農場は毎日)	
5/9 ~ 5/13		制限解除後の監視期間: 3ヵ月 移動制限解除後の検査(移動制限解除後3ヵ月以内に1回以上実施) 対象農場: 5km内疫学関連(採卵)農場20戸25農場を抽出 (臨床検査(採血, 採材)5/9, 抗体検査・ウイルス分離: 5/9~12, PCR検査: 5/13)	
5/17	火	監視期間終了	
5/18	水	鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部の解散	

発生農場の経営再開のための検査

①1週間ごとに3回以上反復して鶏舎消毒  
②鶏舎内のウイルス分離検査 ③モニター家きんの導入と臨床検査, 抗体検査・ウイルス分離により清浄性を確認したうえで経営再開する。(防疫指針第2の6の(2))

## 2 経営再開までの流れ

月 日	項 目	内 容
4月 1日	再開手順問い合わせ	農場主の意向を受け、農協から再開のための手順（消毒作業、導入費用等）についての問い合わせがあった。
5月 9日	移動制限解除後の検査	移動制限解除後3か月を前に移動制限区域内の疫学関連農場について清浄性確認検査を実施。
5月13日		移動制限解除後の検査により清浄性を確認。
5月24日	経営再開のための打ち合わせ及び農場、石灰散布状況確認	農場に於いて農場主、農協、家保3者で再開希望時期を基に消毒、環境検査、モニター家きん導入等について打ち合わせを実施。発生時の鶏糞搬出、再開導入資金等について確認。また、農場の補修状況、石灰散布状況を確認した。
5月30日	1回目消毒	農場の発泡消毒実施（家保3名も作業実施）。
6月 6日	2回目消毒	農場主による2回目の消毒。
6月13日	農場環境検査	天井、床、壁（カーテン）、ケージ等の拭き取り検査実施。
6月16日		ウイルス分離陰性確認。
6月20日	モニター家きん導入	モニター家きん84羽を導入、4鶏舎に偏りなく配置。
6月27日	モニター家きんの臨床検査	モニター家きん導入1週間目の目視による臨床検査を実施し、異常のないことを確認。
7月 4日	モニター家きんのウイルス分離検査及び血清抗体検査	モニター家きん全84羽について採血及び気管、クロアカスワブの採取を実施。ウイルス分離検査、血清抗体検査を実施。
7月 7日		ウイルス分離、血清抗体検査ともに全羽陰性を確認。モニター家きんについては陰性確認後、化製処理。
8月26日	農場経営再開	再開のため、8,700羽導入。



防鳥ネットの状況



再開農場の外観



### 3 環境からのウイルス分離検査

採取場所	A鶏舎 (続発)	B鶏舎 (発生)	C鶏舎	D鶏舎	サービスルーム	貯卵室	堆肥舎
床ドラッグスワブ (DS)	1	1	1	1	1	1	
壁	6	6	4	4	2	2	
天井	6	6	4	4	2	2	
飼槽	6	6	6	6			
周辺土壌DS	1	1	1	1			
堆肥							3

防疫措置後の消毒以降、2回の消毒を実施した後、農場内の清浄性確認のため拭き取り検査を実施した。

採材は4鶏舎全ての床、壁、天井等について行い、85検体全て陰性を確認した。発酵済み堆肥については、陰性確認後搬出した。

### 4 モニター家きんによる農場の清浄性確認検査

農場の清浄性確認後、6月20日にモニター家きん(109日齢、ソニア)を発生鶏舎、続発鶏舎にそれぞれ24羽、ほか2鶏舎に18羽ずつ鶏舎内に偏りのないよう、合計84羽導入、配置した。

1週間後の6月27日、目視により異常のないことを確認した。

導入2週間後の7月4日、モニター家きん全羽の採血及び気管、クロアカスワブの採取を行い、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施、全て陰性を確認し農場内の清浄性を確認した。



モニター家きん



モニター家きんの臨床検査

### 5 経営再開

8月26日、120日齢のボリスブラウン8,700羽を導入し、経営を再開した。

## 第7章 その他

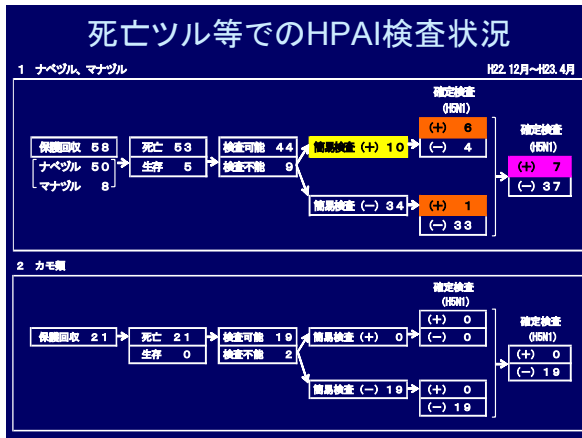
### 1 ツル保護地域の検査状況

ツルの北帰行が終わるまでの間、ツル保護地域で保護回収されたツルは58羽で、AI簡易検査が可能だった44羽のうち7羽で、H5N1亜型HPAIが確認された。一方、同じ区域内で死亡回収されたカモ類は、19羽検査したが全てインフルエンザウイルスは確認されなかった。

また、ツルの保護地区周辺では、環境省と鹿児島大学で野鳥の感染状況を把握するため、3回糞便検査を実施したがインフルエンザウイルスは確認されなかった。

なお、国の疫学調査では、環境の水中から限られた場所で期間限定で分離されているとの報告があった。

HPAI感染ツルの確認は短期に集中しており、その後ほとんど感染確認されていないことから、ツルのウイルス感受性は低く、ツルからツルへ感染が拡大していくことは考えにくいと思われた。

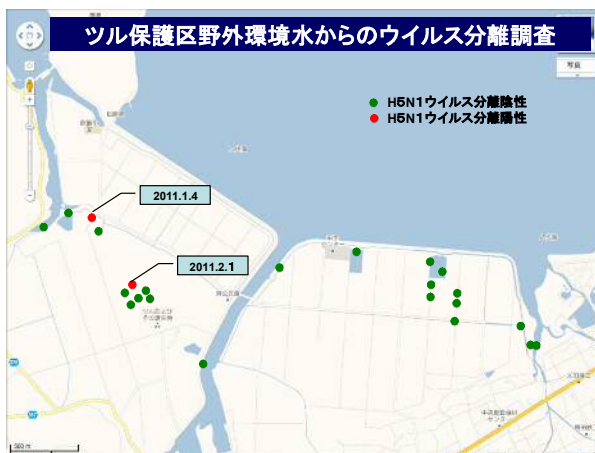


死亡ツルのAI簡易検査状況

**休遊地周辺の糞便検査**

	ツル類	カモ類	カラス類	その他	計
1回目 (12/25~12/27)	141	63	33	3	240
2回目 (2/4)	184	36	0	0	220
3回目 (2/6~2/8)	0	70	31	0	101
計	325	169	64	3	561

休遊地周辺の糞便検査結果



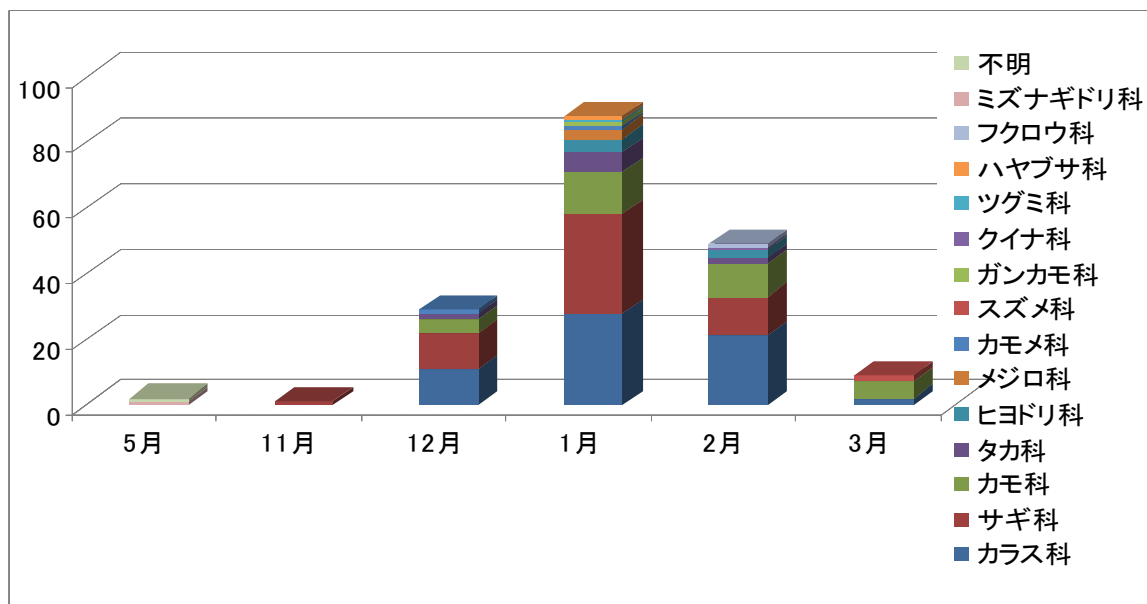
休遊地の環境水からのウイルス分離状況



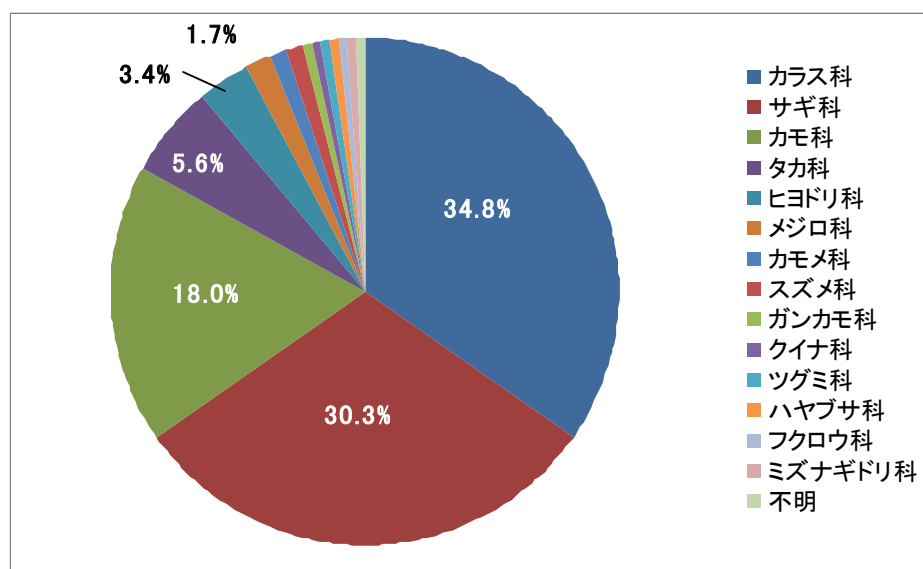
## 2 鹿児島県内の野鳥検査状況

### (1) 県内

家畜保健衛生所に依頼のあった死亡野鳥は、178件212羽で、インフルエンザウイルスは確認されなかった。1月の検査数が一番多く、鳥種ではカラス科やサギ科で約65%を占めていた。



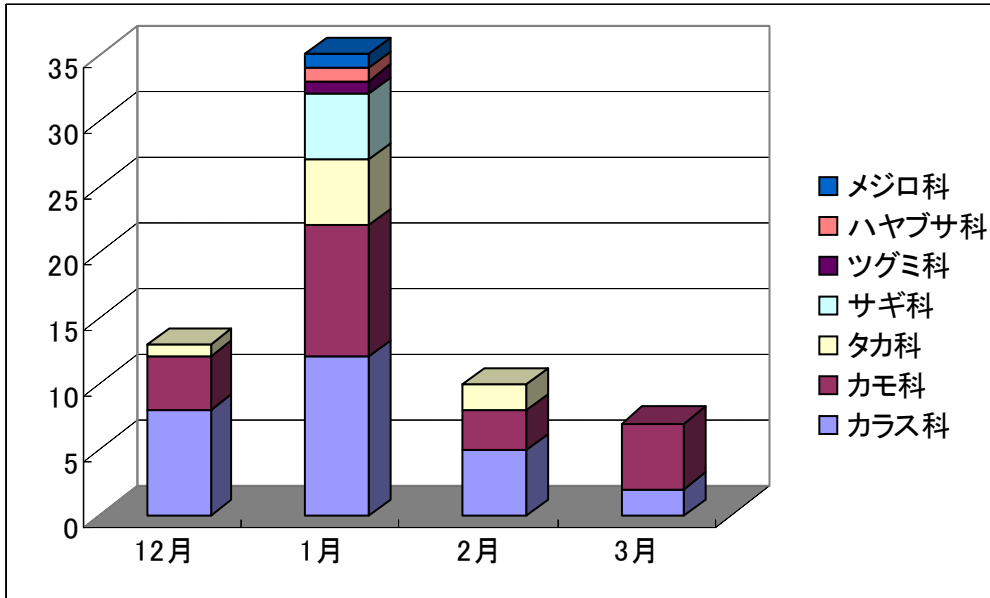
死亡野鳥の検査状況 (月別)



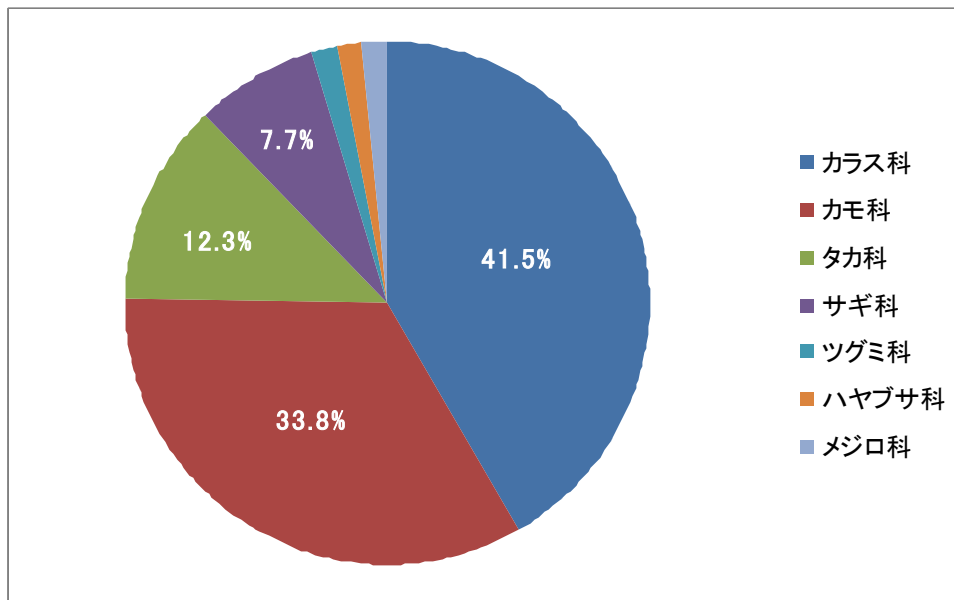
死亡野鳥の検査状況 (鳥種別)

(2) 監視区域内

HPAI感染ナベツルが確認されたことから、半径10km以内の監視区域を設定した。死亡野鳥の検査数は65羽で、1月の検査数が一番多く、鳥種ではカラス科やカモ科で約75%を占めていた。



監視区域内の死亡野鳥の検査状況 (月別)



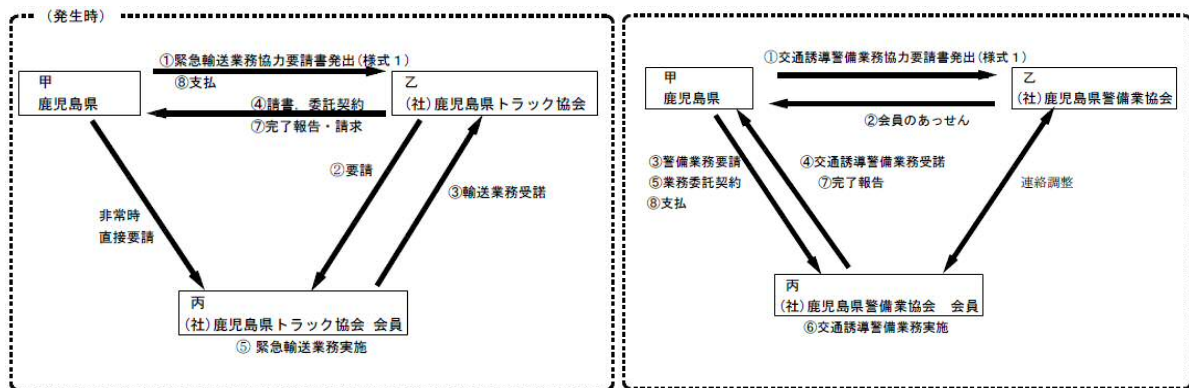
監視区域内の死亡野鳥の検査状況 (鳥種別)

### 3 HPAI発生を受けての対策等について

HPAIが発生した場合に備えて、防疫資材は、採卵鶏5万規模での発生を想定し中央家畜保健衛生所に備蓄していた。発生農場の防疫措置にあたる防疫作業従事者は、県職員の動員リストを作成していた。また、県が主催する防疫演習を過去3回行ない、作業内容について周知を図ってきたが、いざ防疫措置となると一部対応が混乱した場面もみられた。

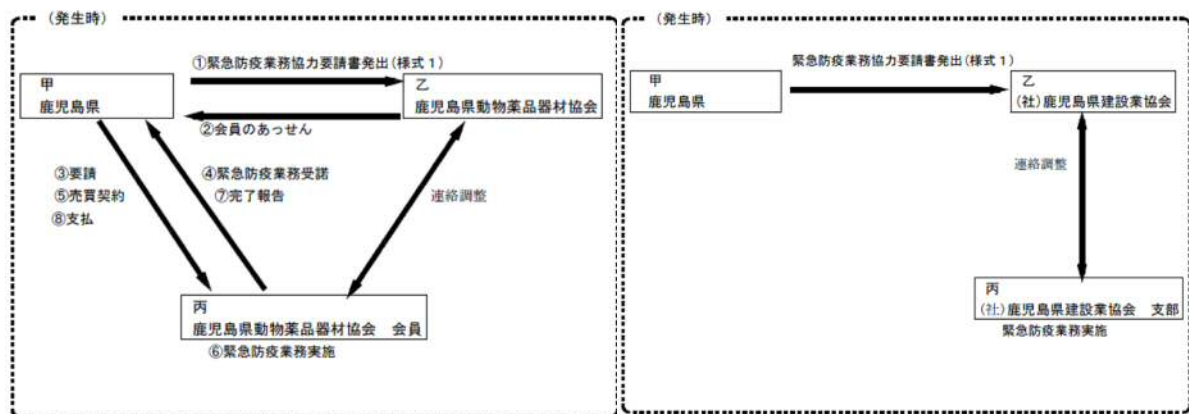
今回の問題点を改善するために、県HPAI防疫マニュアルを作成し、防疫マニュアルを活用した防疫演習を開催した。また、県動物薬品器材協会、県警備協会、県建設業協会、県トラック協会と緊急防疫業務に関する協定を締結した。

出水市は、県単独事業である地域ぐるみ防疫・衛生意識高揚対策事業を活用し、ツル保護地域のツル観察センター内道路に車両用踏込消毒槽や動力噴霧機を整備し、進入車両の消毒や観光客の立入制限を行うことで、養鶏業とツルを守る取組を図っている。また、鹿児島県ツル保護会では、ツルに対するHPAI対応マニュアルを見直し、新たなマニュアルを作成した。



**緊急輸送業務**  
(県 ↔ トラック協会)

**緊急交通誘導警備業務**  
(県 ↔ トラック協会)



**緊急防疫業務の物資の供給**  
(県 ↔ 動物薬品器材協会)

**緊急防疫業務**  
(県 ↔ 建設業協会)

家畜伝染病発生時における防疫業務協定フロー図

## 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の概要

開催日時:平成23年8月31日10:00～16:00

場 所:出水市 出水市文化会館及び出水市総合体育館

参加者 :462名(養鶏農家, 養鶏関係団体, 関係機関・団体, 市町村, 県, 九州各県等)

概 要:本年1月に発生した高病原性鳥インフルエンザの発生と防疫措置の際の問題点を踏まえ, 3月に作成した高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルを確認し, 関係機関・団体の連絡調整, 役割分担, 指揮系統を整理することで, 万一の発生の際の迅速な連携体制構築に資することを目的として実地訓練を実施した。



1 高病原性鳥インフルエンザ発生事例概要説明疫学調査結果検証及び机上演習を実施する出水市文化会館(AM)



4 北薩家保木本獣医務技師による出水市におけるHPAI発生事例の防疫対応についての概要。



2 市民会館ロビーには, 説明用スライド等についてパネルを展示



5 鹿児島大学高瀬先生による出水市における発生事例及びツルにおけるHPAIウイルス検出事例についての検証。



3 午前中の部の開始。部長あいさつ及び出水市長あいさつ。



6 畜産課, 堂下技術専門員による午後の実地演習の説明を兼ねた机上演習。



## 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の概要－2



7 午後から出水市総合体育館に移動し、疑い事例の発生から、農場における防疫措置開始までの関係機関、団体の役割分担、連絡調整について確認。



8 家保、畜産課、地域振興局、市役所、養鶏団体が、それぞれの役割について説明。演じる場面の概要は、スクリーンに映写。



9 5万羽飼養の採卵鶏農場においてHPAI疑い事例が発生したとの想定で実施。



10 前乗り調査チームの役割、農場や仮設基地における動きについても実演。



11 関連する機関の人員が立ち上がり、電話による会話形式で、様々なやり取りや連携体制を確認。緊急防疫対策会議でなどの動きを実演。



12 保健所によるPPEの実演。



13 集合基地における防疫作業員への作業前の防疫作業の説明等情報伝達を実演



14 総合討論会で、高病原性鳥インフルエンザについて、家畜衛生、公衆衛生、行政各分野のそれぞれの立場から、意見交換及び質疑応答を実施。